

2019年1月

会 員 各 位

日本計算機統計学会 フェロー審査委員会

フェロー候補者推薦のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本計算機統計学会（以下、本会）では、計算機統計学の分野において、学術・学会活動・関連事業の発展に多大な貢献をされた会員に、その貢献をたたえるとともに本会での今後の一層の活躍を期待して、フェローの称号を付与して顕彰致しております。つきましては、本会のフェロー制度規定に基づき、該当される会員の方を推薦して頂きたくお願い申し上げます。

フェロー候補者の推薦は、随時受け付けております。ご推薦いただくにあたり、ご面倒ではございませんが、推薦事由等をできるだけ詳細にご記入のうえ、電子メールまたは郵送にてフェロー審査委員会宛にお送り下さい。フェロー候補者の推薦用紙が委員会に届きましたら、学会事務局から、電子メールで推薦者に照会します。

なお、会員番号がわからない場合には、下記の委員会宛に電子メールでお問い合わせください。

敬具

送付先：

電子メールの場合：award@jscs.or.jp

郵送の場合：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-6 能楽書林ビル 5F

(公財) 統計情報研究開発センター内

日本計算機統計学会 事務局気付 フェロー審査委員会

日本計算機統計学会 フェロー制度規定

第1条（この規定に定める事項）

この規定は、日本計算機統計学会のフェロー制度について必要な事項を定める。

第2条（目的）

計算機統計学の分野において、学術、学会活動、関連事業に関し、その発展に多大な貢献をした会員へ、日本計算機統計学会フェロー（以下、「フェロー」という）の称号を与え、もって、会員の地位向上・国際活動をより円滑にし、あわせて本会のより一層の活性化をはかることを、本制度の目的とする。

第3条（資格）

フェローの称号を与えられる対象は、10年以上在籍している正会員とする。ただし、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

第4条（推薦）

前条の資格を有し、正会員5名以上からの推薦を受けた正会員は、フェロー候補者となる。

第5条（審査）

フェロー候補者への称号付与について審査するため、フェロー審査委員会（以下、「審査委員会」という）を組織する。委員は、会長が指名する。

第6条

審査委員会は、審査結果を理事会に報告する。審査基準など、詳細は別に定める。

第7条（認定）

理事会は、審査報告に基づき、認定についての審議を行う。認定すべきとされたフェロー候補者に対して、会長より日本計算機統計学会フェローの称号を授与するとともに認定書を交付する。

第8条（責務）

フェローの称号を与えられた会員は、計算機統計学の卓越した専門家としての自覚をもち、引き続きその発展に寄与すると共に、本会の指導的会員として、諸活動への参画を通じて本会の目的の達成に協力する責務を負う。

第9条（返上）

フェローの称号を与えられた会員は、申し出により、称号を返上することができる。

第10条（選出規模）

フェローの人数は、審査時における正会員総数の5%を超えないものとする。

日本計算機統計学会 フェロー候補者 推薦用紙

年 月 日

日本計算機統計学会 フェロー審査委員会 御中

下記の者を日本計算機統計学会フェロー候補者として推薦します。

候補者氏名	
氏 名	
所属・役職	

推薦理由 (本会および計算機統計学の発展への貢献についてお書き下さい。記入欄が少ない場合は別紙をつけてもかまいません。)

推薦責任者			
氏 名	印	会員番号	
所属・役職			
連絡先	〒		
	Tel.	E-mail	

推薦者氏名	所 属	会員番号	E-mail

候補者の略歴および活動内容

記載スペースが足りない場合は、同形式の様式にて、他の用紙に記載下さい。

候補者氏名		会員番号	
略歴			
本学会 活動履歴			

- 推薦責任者とは、問い合わせなどに対応いただける方です。
- この推薦用紙により推薦されたフェロー候補者は、フェロー審査委員会によってフェロー候補としての適否を審議され、理事会に報告されます。
- 理事会での審議の結果、認定すべきとされたフェロー候補者に対して、会長より日本計算機統計学会フェローの称号を授与するとともに認定書が交付されます。
- ご質問等は、事務局（office@jscs.or.jp）までお問い合わせ下さい。